

## 四日市こだわりギフトについての考え方(Q&A形式)

### 1、 認定対象は「産地」? 「個別事業者」?

農林水産物や地域特産品については、選考対象を個別事業者とし、品目の特性に応じ判断することを優先する。(クレームや賠償責任体制が完備されていること)

\* 個別事業者として認定する場合は、品質確保の取り組みや産地に対する責任体制が整備されていること。

### 2、 最終消費者が使用するまでの間に加工が必要となる一次産品については、それぞれの生産者、製造部門においてどのように選定するのか?

生産部門を選定する場合は、その産品が出荷された後、最終消費者に渡るまでの流通過程の特定が可能であること。

製造部門で審査する場合は、原材料について生産者の特定が可能であり、供給責任が可能であること等が担保されていることが必要。

### 3、 製造(加工)品について、原材料が外国産の物についての申請は可能か?

外国産を使用している場合、四日市市を連想させる取り組みや物語があり、伝統的技術が図られているなど、申請基準のコンセプトに合致するものであれば可能。

### 4、 申請品目の中で複数のアイテムを製造している場合、品目はどのように選定するか?

事業者(産地)から、商品名(総称)で申請された場合は、製造法、歴史的な背景や「本物づくり」への取り組み等が共通するものを1つのまとまりとして選定する。また、他の産品とのセットでも選定する。

### 5、 選定審査(一次審査)にかける前に事務局で事務的審査が行われるか?

原則として申請されたものは選定委員会において一次審査の対象としますが、明らかに要件を満たさないものについては、事務局の事前審査で選外とします。

(例) 1、四日市のこだわりギフト選定要綱(1)選考の対象(2)選定申請の資格の要件を満たさないもの

2、製品化し、事業化して3年以上に満たないもの

3、製品としての優位性を発揮するために、製造・流通・販売・情報発信について努力されていないもの。

### 6、 「四日市萬古焼」のブランド認定に対する考え方

1、四日市萬古焼の伝統技術の承継と共に、独自の工夫、革新的な取り組みにより、四日市萬古焼の魅力を向上させ、徐用を開拓し、市場においても長期間にわたって高い評価を得ていること。

2、四日市萬古焼としての優位性を発揮するために、製造・流通・販売・情報発信について努力していること。